

学部学生(留学生は除く)対象

2023 年度秋学期出願者 対象
明治学院大学へボン給付奨学金
2024 年度春学期 更新手続き要項

以下の要領で、「明治学院大学へボン給付奨学金」の春学期更新手続きを受け付けます。自動更新ではありません。更新希望者は必ず手続きをしてください。

2023 年度秋学期に本奨学金に出願した学生（出願したが不採用となった者を含む）は、2024 年度春学期に更新手続きを行うことで春学期分の受給の機会が得られます。ただし、秋学期・春学期それぞれについて選考を行い、採否を発表します。

更新手続きを行わないと、理由の如何にかかわらず、春学期分の選考は受けられませんので、注意してください。
※次年度（2024 年度秋学期）の出願については、あらためて書類提出による出願が必要となります。

■更新資格：2023 年度秋学期に明治学院大学へボン給付奨学金に出願していること。

※ただし、2024 年度春学期、以下に該当する学生は更新手続きができません。

- ① 退学・除籍・休学・留学等のため、2024 年度春学期の学籍が通常でなくなった者
- ② 過年次生（最短修業年限を超えて在学している者、編入学生は対象となる場合があるため要相談）
- ③ 家庭の経済状況の変化（父母の勤務先変更、就職、離別/結婚）等により、春学期の更新を辞退する者
- ④（6 月上旬の奨学金振込までに）**日本学生支援機構奨学金またはその他の貸与奨学金の受給を辞退、または停止、廃止**となった者

※なお、奨学金振込後に上記に該当することが発覚した場合は、一旦振り込まれた奨学金を返戻していただきます。

■給付金額：年間授業料の半額に年間施設費の半額を加えた額を上限とし、審査により決定します。

（高等教育の修学支援新制度を受給中の方、もしくは新規で春学期に採用となる方は、文部科学省の授業料減免額とへボン給付奨学金・白金の丘奨学金の合計額について当該学期の授業料と施設費の合計額を超えないものとします。）

※春学期の選考は秋学期とは別個で行うため、春学期給付金額は秋学期と同額になるとは限りません。

■選考方法：この奨学金は受付時に家計の状況や学業に対する取り組み状況等を確認し、その後提出された書類により審査を行います。したがって家庭の経済状況の変化等の理由により、秋学期に採用となっても春学期に不採用となる、また、その逆もあり得ますのであらかじめご了承ください。

■採用発表：5月下旬（予定）

■給付日：6月中旬（予定）、届出の口座に振込

■注 意：今回の手続きは秋学期出願者の更新手続きのため、春学期から新たに出願することはできません。

■出願方法：ポートへボン経由で、アンケート「へボン給付奨学金 春学期更新手続き」から出願してください。

**更新手続きは WEB で行います！
必ず次ページを確認してください。**

■ 出願方法：

STEP1＜希望者全員＞

・ポートヘボンのアンケート「へボン給付奨学金 春学期更新手続き」から出願してください。

●出願期間（全員）：2024年3月1日（金）～2024年3月8日（金）23：55

*以下のSTEP2に該当しない場合は、STEP1で手続き完了です。

STEP2＜該当者のみ＞

・次の（1）または（2）に該当する場合は、ポートヘボンにて出願した後、以下の所定の書類を学生課へ提出する必要があります。

【所定書式】については、学生部 Web サイトからダウンロードできます。

（大学HP→「学生生活」→「学費・奨学金」→「奨学金」→「各種奨学金情報」→「所定様式」）

（1）秋学期願書提出後に、家計状況に変更が生じた場合

①父母（または代わりに家計を支えている方）の勤務先または勤務形態が変わったとき

⇒「給与支払見込証明書」【所定書式、勤務先に発行依頼】

※パートやアルバイト等のため「給与支払見込証明書」が発行されない場合は「給与明細コピー」（直近3ヶ月分）

②無職だった父母（または代わりに家計を支えている方）が就職したとき

⇒「給与支払見込証明書」【所定書式、勤務先に発行依頼】

※パートやアルバイト等のため「給与支払見込証明書」が発行されない場合は「給与明細コピー」（直近3ヶ月分）

③父母（または代わりに家計を支えている方）が失職または破産等により無収入となったとき

⇒その内容（無職となった、破産した等）が分かる書類のコピー

※個別事情によりその他の書類が必要となる場合があるので、学生課に確認してください。

④父母の離別・死別、結婚等により、経済状況に変更が生じたとき

⇒養育費を受けている場合は「援助年額について」【所定書式、援助者が記入】

※個別事情によりその他の書類が必要になる場合があるので、学生課に確認してください。

⇒結婚等によって、生計維持者が増えた場合は「給与支払見込証明書」【所定書式、勤務先に発行依頼】

※パートやアルバイト等のため「給与支払見込証明書」が発行されない場合は「給与明細コピー」（直近3ヶ月分）

（2）振込口座の変更を希望する場合

⇒「振込口座届」【所定書式】

●書類提出期間（STEP2 該当者のみ）：

2024年3月18日（月）～2024年3月22日（金）

【提出先】 対象を確認し、所属校舎の学生課宛に郵送または窓口まで直接ご提出ください。（3月22日消印有効）

対象となる学生	所属校舎	郵送先
文・経済・社会・法・心理学部の新年度2年次生 国際学部生（全学年）	横浜学生課 （横浜校舎）	〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1518 明治学院大学 横浜学生課 奨学金担当
文・経済・社会・法・心理学部の新年度3・4年次生	学生課 （白金校舎）	〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37 明治学院大学 学生課 奨学金担当

○郵送の際には特定記録やレターパックなど、記録が残る形式で送付ください。

○「学籍番号、学生氏名」を記入のうえ、封筒の表面に「へボン給付奨学金春学期更新手続き書類」と朱書きください。

○やむを得ない理由により提出書類が揃わない場合は、期間内に所属校舎の学生課まで相談してください。

※この奨学金は資金の一部を明治学院大学保証人会からご寄付頂いて実施しています。

【問い合わせ先】

新年度2年生、国際学部生 : 横浜学生課 e-mail: gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話 : 045-863-2029

新年度3-4年生(国際学部生以外) : 白金学生課 e-mail: gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話 : 03-5421-5157

2024年1月22日 明治学院大学 学生部